

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 昨今の気をつけるべき減価償却税務

1. 減価償却資産の償却方法についての改正

2016年4月1日以降に取得する建物附属設備および構築物の減価償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されました。

取得日	～1998.3.31	1998.4.1～ 2007.3.31	2007.4.1～ 2012.3.31	2012.4.1～ 2016.3.31	2016.4.1～
建物	旧定額法・ 旧定率法	旧定額法	定額法		
建物附属設備		旧定額法・ 旧定率法	定額法・ 250%定率法	定額法・ 200%定率法	定額法
構築物					定額法・ 200%定率法
機械装置					
船舶・航空機					
車両運搬具					
工具器具備品		定額法・ 200%定率法			
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、 構築物に限る)	旧定額法・ 旧定率法・ 旧生産高比例法	定額法・ 250%定率法・ 生産高比例法	定額法・ 200%定率法・ 生産高比例法	定額法・ 生産高比例法	

2. 租税特別措置法の見直し

減価償却に関する租税特別措置法の主な見直しは、つぎのとおりです。

少額減価償却資産の損金算入の特例の延長	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等が取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入することができる特例。 適用期限を2018年3月31日まで2年間延長。 対象となる中小企業者等の範囲から、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人が除外。 								
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の廃止	<p>以下の適用期限をもって縮減・廃止されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016.4.1～2017.3.31</th> <th>2017.4.1～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置など</td> <td>特別償却 50% 又は 税額控除 4%</td> <td rowspan="2">廃止</td> </tr> <tr> <td>建物、構築物</td> <td>特別償却 25% 又は 税額控除 2%</td> </tr> </tbody> </table>		2016.4.1～2017.3.31	2017.4.1～	機械装置など	特別償却 50% 又は 税額控除 4%	廃止	建物、構築物	特別償却 25% 又は 税額控除 2%
	2016.4.1～2017.3.31	2017.4.1～							
機械装置など	特別償却 50% 又は 税額控除 4%	廃止							
建物、構築物	特別償却 25% 又は 税額控除 2%								

お見逃しなく！

- 2016年4月1日前に取得した建物附属設備、構築物で定率法を適用していたものを、定額法に変更する場合は、変更する事業年度開始の前日までに「減価償却の変更承認申請書」を提出する必要があります。その後、再び「定率法」にもどすには、通常、相当期間（3年）を経過した後に、再度「変更承認申請書」を提出することになります。
- 会計上の減価償却方法を変更する場合や、2016年4月1日以降取得の建物附属設備、構築物については、固定資産管理システム上の設定に注意する必要があります。